

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：32606
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2010～2013
課題番号：22730028
研究課題名(和文) 国際的租税回避に関する制度設計の観点からの研究

研究課題名(英文) A Research on International Tax Avoidance

研究代表者

淵 圭吾 (FUCHI, KEIGO)

学習院大学・法務研究科・教授

研究者番号：90302645

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：国際的租税回避及び国際的租税回避に対する否認のための制度設計について、研究代表者のこれまでの研究成果を踏まえて、研究水準を一步前進させた。具体的には、国際租税法について一般国際法の内国民待遇との議論との関連を指摘し(1920年代に、内国民待遇の議論をベースとして国際課税に関する源泉地国課税を中心とする考え方が成立した)、タックス・ヘイブン対策税制については同族会社に対する留保金課税との共通性(どちらも、同一のアメリカの制度に起源を有する)を指摘した。

研究成果の概要(英文)：In this project, we have submitted a couple of hypothesis on the genesis of international tax law. One is that the international tax law has as its basis the concept of national treatment well known in international law. The other is that the CFC taxation has much in common with additional taxation on family companies.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学，公法学

キーワード：国際租税法 タックス・ヘイブン対策税制 租税条約 同族会社

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「国際的租税回避に関する制度設計の観点からの研究」と題して、国際取引を通じた節税に対する立法的対応のあるべき姿を探求するものであったが、その背景には、本研究の機関にも大いに話題になった、国際的な多国籍企業、あるいは富裕層の個人による、国外の組織等を利用した節税(ないし租税回避)が存在する。こうした節税について、従来は、それを否認できるか、といったおおざっぱな議論が多く、現在でも、世界的な議論の潮流としては、一般的租税回避否認規定の導入の可否に焦点が当てられている。

2. 研究の目的

しかし、本研究では、一般的な否認規定の可否ではなく、個別的否認規定をどのように制度設計するのか、また、既に存在している個別的否認規定は何を意味しているのか、ということを根底から考えることを目的とした。そうすることによって、既存の研究では見逃されがちであった、「どのような内容の個別的否認規定を設ければ、経済活動を阻害することなく(そしてそれによって人々の厚生を低下させること無く)一定の税収を確保できるか」ということに答えることができると考えたのである。

3. 研究の方法

研究の方法としては、比較法、すなわち外国の法制と日本の法制を比較する、という方法を採用した。また、歴史研究と言えるほど歴史学の厳密な史料批判の方法論を援用しているわけではないものの、最新の動向だけではなく、むしろ近年では忘れられている外国の過去の議論や裁判例を丹念に掘り起こし、そこから示唆を得ることを目指した。また、必ずしも本科研費の研究費を使う必要がなかったものも含めて、できるだけ多く上記の研究の内容を研究会・報告会等で報告し、同僚や同分野の研究者、さらには他分野の研究者からの批判をあおぐことを試みた。

4. 研究成果

研究の初年度である平成22年度においては、かつて執筆したいわゆる助手論文を大幅に改訂増補した論文、「取引・法人格・管轄権」を公表することができた。この論文はもともと国際的租税回避への関心から執筆を始めたものであったが、本研究の過程で、家政所得計算主体をどのようにとらえるかというところが問題の本質であることを理解し、公表にむすびつけた。

また、国内法に関する基礎的な概念を振り返るといふ趣旨の論文集においては「適正所得算出説を読む」と題する、法人税法22条2項に関する論文を寄稿した。法人税法22条2項については、周知のように、金子宏教授が適正所得算出説という読み方を提唱されていた。しかし、この説に対しては京都大学の岡村教授からの的確な批判がなされていたところであり、この批判を踏まえて、適正所得算出説を今一步すすめるにはどのようにす

れば良いか、という問題意識に基づいたものであった。

法人税法22条2項は、移転価格税制とその考え方において共通のものである。法人税法22条2項に関する論文を踏まえて、平成23年度においては、移転価格税制に関するアメリカの最新の判例を紹介する論文を執筆した。また、国際課税の全体像を限られたページ数で紹介する『租税法概説』の国際租税法の部分を執筆した。なお、同書については、企画段階からまた編者として携わった。

平成23年度においてはさらに、比較的最近の租税判例について限られた紙幅の中で紹介する機会があったが、これらはいずれも、(必ずしも国際課税の分野に含まれるものではないにもかかわらず)本研究と密接に関連するものである。さらに、破産管財人の源泉徴収義務について判例研究及び外国法研究を行い、論文の形で公表した。租税に関する制度設計をどのように行うか、という観点から興味深いものであった。

平成24年度には、国際課税の分野にかかわるいくつかの判例研究(リミテッド・パートナーシップ関係、「住所」の認定等)を行った他、相続税・贈与税に関する研究を行い、信託法学会で報告の機会も得た。

平成25年度は本研究の最終年度であり、タックス・ヘイブン対策税制と同族会社の留保金課税の共通性を指摘する論文を公表した。この論文は小さいものであるが本科研費研究の集大成とでもいうべきものであり、これまでの研究の中で考えたことをできるだけ盛り込むようにした。その過程で、法人格を対象としたその所得に対する課税、というのとは異なる考え方が古くから所得課税には存在していたのではないかという感想を抱いた。

こうして、4年間の研究を通じて、一定の成果は出せたものの、新たな課題も見つかった。本研究成果をさらに発展させるべく、精進していきたいと考える次第である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 16 件)

(1) 瀧圭吾「取引・法人格・管轄権 所得課税の国際的側面(2)」法学協会雑誌 127 巻 8 号 1151-1210 頁 (2010 年 8 月)

(2) 瀧圭吾「取引・法人格・管轄権 所得課税の国際的側面(3)」法学協会雑誌 127 巻 9 号 1279-1360 頁 (2010 年 9 月)

(3) 瀧圭吾「取引・法人格・管轄権 所得課税の国際的側面(4)」法学協会雑誌 127 巻 10 号 1529-1601 頁 (2010 年 10 月)

(4) 瀧圭吾「取引・法人格・管轄権 所得課税の国際的側面(5・完)」法学協会雑誌 127 巻 11 号 1862-1907 頁(2010 年 11 月)

(5) 瀧圭吾「贈与税における『住所』の意義とその認定」(租税判例速報・最判平成 23 年 2 月 18 日判時 2111 号 3 頁)ジュリスト 1422 号 106-107 頁(2011 年 5 月)

(6) 瀧圭吾「法人格内部の『取引』に関する一考察」ジュリスト 1423 号 106-111 頁(2011 年 6 月)

(7) 瀧圭吾「納税者の租税法上の地位の適時的変更」(最判平成 23 年 9 月 30 日裁時 1540 号 5 頁)租税判例百選〔第 5 版〕10-11 頁(2011 年 12 月)

(8) 瀧圭吾「法人税法 22 条 2 項にいう『取引』の意義 オウブンシャホールディング事件」(最判平成 18 年 1 月 24 日判時 1923 号 20 頁)租税判例百選〔第 5 版〕100-101 頁(2011 年 12 月)

(9) 瀧圭吾「過納金の還付と相続税」(最判平成 22 年 10 月 15 日民集 64 巻 7 号 1764 頁)租税判例百選〔第 5 版〕182-183 頁(2011 年 12 月)

(10) 瀧圭吾「破産管財人の源泉徴収義務」(最判平成 23 年 1 月 14 日民集 65 巻 1 号 1 頁)判例時報 2136 号 170-177 頁(判例評論 637 号 24-31 頁)(2012 年 3 月)

(11) 瀧圭吾「破産管財人の源泉徴収義務と源泉徴収税債権の優先順位 アメリカ法を素材とした一考察」法律時報 84 巻 3 号 78-87 頁(2012 年 3 月)

(12) 瀧圭吾「贈与税における『住所』の認定」(最判平成 23 年 2 月 18 日判時 2111 号 3 頁)ジュリスト 1440 号(平成 23 年度重要判例解説) 215-216 頁(2012 年 4 月)

(13) 瀧圭吾「リミテッド・パートナーシップの租税法上の『法人』該当性」(租税判例速報・名古屋地判平成 23 年 12 月 14 日)ジュリスト 1439 号 8-9 頁(2012 年 4 月)

(14) 瀧圭吾「民事信託をめぐる相続税・贈与税課税のタイミングと『受益者等』の範囲について」学習院大学法学会雑誌 48 巻 1 号 37-55 頁(2012 年 9 月)

(15) 瀧圭吾「恒久的施設と帰属所得主義の改正の動き」ジュリスト 1447 号 27-32 頁(2012 年 11 月)

(16) 瀧圭吾「贈与税の位置づけ」税研 171 号 26-31 頁(2013 年 9 月)

〔学会発表〕(計 1 件)

(1) 瀧圭吾「民事信託と課税」
信託法学会(2012 年 6 月 10 日, 立教大学)

〔図書〕(計 5 件)

(1) 瀧圭吾「適正所得算出説を読む」金子宏編『租税法の発展』209-228 頁(2010 年 11 月、有斐閣)

(2) 瀧圭吾「ヴェリタス事件米国租税裁判所判決」中里実・太田洋・弘中聡浩・宮塚久編著『移転価格税制のフロンティア』341-358 頁(2011 年 7 月、有斐閣)

(3) 中里実・弘中聡浩・瀧圭吾・伊藤剛志・吉村政穂編『租税法概説』〔第 8 章第 1-3 節, 第 4 節 1, 第 5 節 1-3 (257-293 頁, 321-322 頁)を執筆〕(2011 年 11 月、有斐閣)

(4) Keigo Fuchi, Japan, in: Karen B. Brown (ed.), A Comparative Look at Corporate Tax Avoidance, 223-229 (2012 年 1 月、Springer)

(5) 瀧圭吾「タックス・ヘイブン対策税制と同族会社の留保金課税の共通性」中里実・太田洋・伊藤剛志・北村導人編著『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』203-230 頁(2013 年 10 月、有斐閣)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等
<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Labo/4454/>
にて、上記に掲げたものを含む研究成果を公表している。

また、

<http://keigofuchi.blogspot.jp/>

にて、最新の研究成果についてのアナウンス
を行っている場合がある。

6．研究組織

(1)研究代表者

 淵 圭吾 (FUCHI, Keigo)
 学習院大学専門職大学院法務研究科教授

研究者番号：90302645

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：